

訪問看護

契約書

重要事項説明書

利用者： _____ 様

医療法人社団 栄寿会
訪問看護ステーション
スマイル

訪 問 看 護 契 約 書

様（以下、「利用者」とします）と、訪問看護ステーション スマイル（以下「事業所」とします）は、訪問看護のご利用について次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は（西暦） 年 月 日から 年 月 日までとします。

なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

（訪問看護サービスの内容）

第3条 事業所は、利用者の希望をうかがい、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って、訪問看護計画書を作成します。利用者及びその家族に訪問看護計画書を提供します。

1. 利用者は訪問看護計画書に沿って、別紙「重要事項説明書」のとおりサービスを利用します。
2. サービス内容や利用者回数等はサービス担当者会議等で検討し、利用者と介護支援専門員との合意により変更できます。

事業所は、利用者から訪問看護の内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します

（訪問看護の利用料）

第4条 利用者は介護保険法等関連法に定める利用料を支払います。

1. 事業所は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
2. 事業所は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
3. 事業所は、介護保険法等関連の適用を受けない訪問看護サービスがある場合は予めその利用料について説明し同意を得ます。
4. 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業所に対して文書で通知し契約を解約することができます。

（利用料の滞納）

第5条 利用者が正当な理由無く利用料を3か月以上滞納した場合は、事業所は1か月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。

1. 事業所は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

（契約終了）

第6条 利用者は、事業所に対し、5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。

1. 事業所は、利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断したときは1か月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。

2. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ・ 利用者が死亡、入院、入所又は転出した場合
 - ・ 利用者の病状、要介護度等の改善により訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - ・ 事業所が正当な理由無く適切なサービスを提供しない場合
 - ・ 事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
 - ・ その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

(賠償責任)

第7条 事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

(秘密保持)

第8条 事業所及びその従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を守ることを義務とします。

1. 事業所は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
2. 事業所及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者及びその家族の秘密を守ることを義務とします。

(苦情処理)

第9条 事業所は、利用者又はその家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。

1. 事業所は利用者及びその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応をいたしません。

(連携)

第10条 事業所は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。

1. 事業所は、当該契約の変更又は終了に際して速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連絡します。

(契約外条項)

第11条 利用者及び事業所は信義誠実をもってこの契約を履行します。

1. 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関係法の規定を尊重し、利用者及び事業所の協議に基づき定めます。

医療法人社団 栄寿会 訪問看護ステーション スマイル

指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 栄寿会
所在地	佐賀県杵島郡江北町大字上小田 280-1
代表者	理事長 古賀 達彦
電話番号	電話 0952-86-2533 FAX 0952-86-4184

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション スマイル
指定番号	4 1 7 1 6 0 0 6 5 5
所在地	佐賀県杵島郡江北町大字上小田 274-1
電話番号	電話 0952-37-1783 FAX 0952-37-1777

3. 事業の目的と方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする

運営方針

- 訪問看護ステーション スマイル(以下、本事業所という。)の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	計	備考(兼務の有無等)
管理者(看護師)	保健師又は看護師	1 名		1 名	看護師兼務
看護師	看護師・保健師・准看護師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤換算2.5以上			介護支援専門員兼務
事務員					

5. 職務内容

① 管理者(看護師・保健師)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
② 看護職員 (看護師・准看護師・保健師)	サービス提供にあたります。また、准看護師を除く看護師・保健師が訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書」とします。)及び訪問看護報告書・介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書」とします。)を作成します。
③ 理学療法士・作業療法士 又は言語聴覚士	サービス(在宅におけるリハビリテーション)の提供にあたります。

6. 営業時間

① 営業日	月曜日～日曜日
② 営業時間(窓口時間)	午前8時30分～午後5時30分 (通常の訪問看護を行う時間は、午前9時～午後5時)
③ 休業日	年中無休 ※ただし、緊急時には 365 日 24 時間対応いたします。

7. サービスの内容

1) 事業所は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等という。))に基づいたサービス又は老人保健法・健康保険法等の医療保険関係法令が定めるサービスを、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。

2) サービスの提供方法は次のとおりとします。

- ① 訪問看護利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて事業所は訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施します。
- ② 利用希望者又はその家族、利用希望者を担当する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者(以下「介護支援事業者等」という。)から事業所に直接申し込みがあった場合は、事業所から主治医に指示書を依頼します。

3) サービスの内容は次のとおりとします。

- ① 病状・障害の観察
- ② 入浴や清拭、洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄など日常生活の世話
- ④ 褥瘡(じよくそう)の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

8. 営業地域

通常の地域	江北町②白石町③塩田町④鹿島市⑤大町町⑥多久市⑦牛津町⑧芦刈町⑨久保田町⑩武雄市(山内町は除く)
-------	--

9. サービスの利用料について

- 1) サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
- 2) 介護報酬は、利用者がサービスを利用されて受けられる保険給付（介護給付と予防給付とがあります。）と介護報酬から保険給付額を引いた利用者負担金となります。
- 3) 診療報酬は、利用者がサービスを利用されて受けられる医療保険給付と診療報酬から医療保険給付額を引いた利用者負担金となります。
- 4) サービス利用料金の詳細については、別紙「サービス利用料金の説明」のとおりとします。

10. 利用料

- 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、訪問看護ステーション スマイル料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 利用料金の支払い方法毎月
15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。
利用料は、1ヶ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。
 - 1) 現金払い 古賀小児科内科医院の窓口にてお支払い頂けます。
 - 2) 振込 銀行の窓口もしくは ATM にて栄寿会の口座へお振込み頂けます。
 - 3) 口座振替 ご指定の口座より毎月 26 日（ただし銀行が休業日の場合は翌営業日）にお振替致します。

11. 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等

- 1) 事業所は、お客様のご希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画等を作成するものとします。
- 2) 事業所は、訪問看護計画書等の作成にあたって、その内容についてお客様又はその家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書等は、これをお客様に交付するものとします。
- 3) 事業所は、サービスの提供を訪問看護計画書等に沿って計画的に行うものとします。
- 4) 事業所は、訪問日提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。
- 5) 事業所は、主治医に訪問看護計画書等及び訪問看護報告書等を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。
- 6) 事業所は、お客様の要望等により訪問看護計画書等の変更又は中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師又は居宅介護支援事業者等の助言及び指導等に基づいて、訪問看護計画等を変更又は中止するものとする。

12. サービス提供の記録

- 1) 事業所はサービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容及び各種体制加算状況等必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2) 事業所は、サービス提供記録書及び訪問看護計画書、訪問看護報告書等、主治医指示書の記録については、サービス完結の日から2年間はこれを適切に保存し、利用者の求めにより開示し、実費相当の負担によりその写しを交付します。

13. 介護保険証の確認

サービス開始時及び更新等の必要時、介護保険証の確認をさせていただきます。

14. 緊急時等の対応の方法

- 1) 緊急時等の対応方針として、緊急時等は速やかな現場対応と連携連絡を基本とします。緊急時の連絡先は、2. に定める事業所の電話番号となります。対応可能時間は、6. に定める営業時間(窓口対応時間)となります。但し、窓口対応時間外のサービス提供中においても対応します。
- 2) サービス提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族や市区町村、当該利用者に係わる主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由にやらない場合には、この限りではありません。
- 3) サービスの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等を行います。

15. 虐待防止のための措置

- 1) 事業所は、利用者の尊厳を守るという基本的な考えの下、虐待は決しておこないません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、直ちに防止策を講じ市区町村へ報告します。
- 2) 事業所が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は、速やかに身体拘束を解除できるように努めます。
 - ① 切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③ 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

16. 秘密保持

- 1) 業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報を、利用者又は第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- 2) あらかじめ文章等により利用者の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

17. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の 情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関と の連携、必要時の訪問を行います。

18. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

19. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション スマイル 担当者 大坪 幸徳	所在地 佐賀県杵島郡江北町上小田 274-1 電話 0952-37-1783 F A X 0952-37-1777 受付時間 8時30分～17時30分
杵藤地区広域連合市町村圏組合 介護保険事務所	所在地 佐賀県鹿島市大字中村917-2 電話 0954-69-8222
佐賀県国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀県呉服元町7-28 佐賀県国保会館 電話 0952-26-1477

附則

この重要事項説明書は 2021 年 4 月 1 日より施行します。

(西暦) 年 月 日

契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業所が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。
指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

医療法人社団 栄寿会
訪問看護ステーション スマイル ⑩

(説明者)氏名 _____ (管理者) 大坪 幸徳 ⑩

私は、本書面により本事業者から訪問看護の利用に際し、契約書並びに重要事項の説明を受け同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

家族(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

4 月～

基本項目			単位数	金額	利用料金		備 考
					負担額 1 割	負担額 2 割	
基本額	看護師等の訪問	訪問看護	313 単位	3,130 円	313 円	626 円	20分未満のサービス1回あたり
			470 単位	4,700 円	470 円	940 円	30分未満のサービス1回あたり
			821 単位	8,210 円	821 円	1,642 円	30分以上1時間未満のサービス1回あたり
			1,125 単位	11,250 円	1,125 円	2,250 円	1時間以上1時間30分未満のサービス1回あたり
		介護予防訪問看護	302 単位	3,020 円	302 円	604 円	20 分未満のサービス 1 回あたり
			450 単位	4,500 円	450 円	900 円	30 分未満のサービス 1 回あたり
			792 単位	7,920 円	792 円	1,584 円	30 分以上 1 時間未満のサービス 1 回あたり
			1,087 単位	10,870 円	1,087 円	2,174 円	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス 1 回あたり
	療法士の訪問	訪問看護	293 単位	2,930 円	293 円	586 円	1回(20分)あたり
		介護予防訪問看護	283 単位	2,830 円	283 円	566 円	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行う場合1日に3回以上訪問する場合、1回につき 90/100 を算定する
加算項目			単位数	金額	利用料金		備 考
					負担額 1 割	負担額 2 割	
特別管理加算(Ⅰ)			500 単位	5,000 円	500 円	1,000 円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
特別管理加算(Ⅱ)			250 単位	2,500 円	250 円	500 円	
看護体制強化加算(Ⅰ)			550 単位	5,500 円	550 円	1,100 円	看護体制の要件を満たし、高度な医療を望む利用者に対する訪問看護体制を整え提供した場合(月あたり)
看護体制強化加算(Ⅱ)			200 単位	2,000 円	200 円	400 円	
看護体制強化加算(Ⅲ)			100 単位	1,000 円	100 円	200 円	
初回加算			300 単位	3,000 円	300 円	600 円	新規利用者の初回訪問看護を行った月に加算
緊急時訪問看護加算			574 単位	5,740 円	574 円	1,148 円	利用者の同意を得て必要に応じて緊急時訪問を行う場合
ターミナルケア加算			2,000 単位	20,000 円	2,000 円	4,000 円	ターミナルケアを行った場合の加算
サービス提供体制加算(Ⅰ)			6 単位	60 円	6 円	12 円	勤務 7 年以上の者が 30% 以上の場合(1 回あたり)
サービス提供体制加算(Ⅱ)			3 単位	30 円	3 円	6 円	勤務 3 年以上の者が 30% 以上の場合(1 回あたり)
退院時共同指導加算			600 単位	6000 円	600 円	1200 円	退院・退所の利用者に対して主治医と連携して在宅生活における指導を行い、その内容を文書により提供した場合(退院・退所後の初回訪問時に算定)
長時間訪問看護加算 ※5			300 単位	3,000 円	300 円	600 円	特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間～1時間30分未満の訪問を行った後に引き続き訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)			254 単位	2,540 円	254 円	508 円	30 分未満(1回につき)
			402 単位	4,020 円	402 円	804 円	2名の看護師等が同時に訪問する場合 30 分以上(1回につき)
複数名訪問加算(Ⅱ)			201 単位	2,010 円	201 円	402 円	30 分未満(1回につき) 看護師等と看護補助者が同時に訪問
			317 単位	3,170 円	317 円	634 円	30 分以上(1回につき) する場合
夜間・早朝加算			訪問看護費に 25/100 加算				早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)にサービスを提供する場合
深夜加算			訪問看護費に 50/100 加算				深夜(22時～6時)にサービス提供をする場合
◆緊急時の訪問は早朝・夜間・深夜加算は算定しません。 ただし、ひと月 2 回目以降の緊急時訪問については算定します。							
減算額	資格による減算		基本額に 90/100 で計算				准看護師が訪問看護を行った場合の減額
	同一建物に居住する利用者の減算		基本額に 90/100 で計算				事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者もしくは同一建物 20 人以上の場合
			基本額に 85/100 で計算				事業所と同一、隣接する建物に居住する利用者(50 人以上の場合)

その他の費用

項目	金額	備 考
死後の処置代	10,000 円	
交通費	無料	事業所から片道 15km 未満の距離
	300 円	事業所から片道 15km 以上の距離
おむつ代(看護で必要な物品)	実費負担	

基本項目		所定額 10 割	利用料金			備 考
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割	
訪問看護 管理療養費	基本療養費Ⅰ ※1	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週3日目まで
		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週4日目以降
	基本療養費Ⅱ (同一日 2 人)※2	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	週3日目まで
		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	週4日目以降
	基本療養費Ⅱ (同一日 3 人)※2	2,780 円	278 円	556 円	834 円	週3日目まで
		3,280 円	328 円	656 円	984 円	週4日目以降
	悪性腫瘍の利用者に対する 緩和ケア・褥瘡ケア	12,850 円	1,285 円	2,570 円	3,855 円	専門性の高い看護師との同行訪問
	基本療養費Ⅲ	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	入院中1回の外泊時
訪問看護管理療養費	7,440 円	744 円	1,488 円	2,232 円	月の初日	
	3,000 円	300 円	600 円	900 円	月の 2 日目以降	
加算項目		所定額 10 割	利用料金			備考
			負担額 1 割	負担額 2 割	負担額 3 割	
24時間対応体制加算		6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制
特別管理加算(Ⅰ) ※3		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合
特別管理加算(Ⅱ) ※4		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
退院時共同指導加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	入院(所)中に主治医と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	退院日に在宅での療養上の必要な指導を行った場合
長時間による退院支援指導加算		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	退院日に長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算		3,000 円	300 円	600 円	900 円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い利用者または家族に指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	関係する医療従事者とカンファレンスを行い共同で療養上必要な指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
専門管理加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円	専門看護師、認定看護師、特定医療行為研修修了看護師が計画的な管理を行った場合
難病等 複数回加算	イ 1 日に 2 回の場合	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	同一建物内 1 人または 2 人
		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	同一建物内 3 人以上
	ロ 1 日に 3 回以上の場合	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	同一建物内 1 人または 2 人 難病等や特別訪問看護指示書 を受けて1日に複数回サービス を提供した場合
		7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	同一建物内 3 人以上
緊急訪問看護加算		2,650 円	265 円	530 円	795 円	主治医の指示により緊急にサービスを提供した場合
長時間訪問看護加算 ※5		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	1回の訪問時間が90分を越えた場合週1回(15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回)
乳幼児加算・幼児加算		1,500 円	150 円	300 円	450 円	6歳未満の幼児・乳幼児に対しサービスを行った場合
複数名 訪問看護加算 ※6	イ 看護師等	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	同一建物内 1 人または 2 人
		4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	同一建物内 3 人以上
	ロ 准看護師	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	同一建物内 1 人または 2 人
		3,400 円	340 円	680 円	1,020 円	同一建物内 3 人以上
	ハ 看護補助者(ニ以外)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	同一建物内 1 人または 2 人
		2,700 円	270 円	540 円	810 円	同一建物内 3 人以上
	ニ 看護補助者 (厚生労働大臣が定める場合のみ)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	同一建物内 1 人または 2 人
		2,700 円	270 円	540 円	810 円	同一建物内 3 人以上
		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	同一建物内 1 人または 2 人
		5,400 円	540 円	1,080 円	1,620 円	同一建物内 3 人以上
		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	同一建物内 1 人または 2 人
		9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	同一建物内 3 人以上
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円	210 円	420 円	630 円	早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)の訪問
深夜訪問看護加算		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	深夜(22時～6時)の訪問
訪問看護情報提供療養費1		1,500 円	150 円	300 円	450 円	市町村または該当指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費2		1,500 円	150 円	300 円	450 円	学校等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める 18 歳未満の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費3		1,500 円	150 円	300 円	450 円	保険医療機関等に入院・入所するにあたり主治医に情報提供をした場合
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	在宅で亡くなられた日および前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ訪問看護計画書等で同意を頂いた場合

- ※1 訪問看護療養費Ⅰ
一般の在宅療養への訪問に対する療養費
- ※2 訪問看護基本療養費Ⅱ
同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ※3 特別管理加算(Ⅰ)
① 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開指導管理を受けている状態にある利用者
② 気管カニューレもしくは留置カニューレを使用している状態にある利用者
- ※4 特別管理加算(Ⅱ)
・ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ・ 在宅血液透析指導管理 ・ 在宅酸素療法指導管理
・ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ・ 在宅自己導尿指導管理 ・ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
・ 在宅人工呼吸指導管理 ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・ 在宅自己疼痛管理指導管理
・ 人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にある利用者 ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理
・ 真皮を越える褥瘡の状態にある方(①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度、②DESIGN-R 分類 D3,D4,D5)
・ 在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している利用者
- ※5 長時間訪問加算
① 15歳未満の超受症児・準超重症児
② 特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方
③ 特別な管理を必要とする利用者
- ※6 複数名訪問加算
① 下記【厚生労働大臣が定める疾病等】に該当する利用者
② 特別管理加算の算定要件に該当する利用者
③ 特別訪問看護指示書が交付されている利用者
④ 暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が見られる利用者

【厚生労働大臣が定める疾病等】

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る。))、多系統萎縮症、(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の者

保険適用外のサービス

項目	時間	日中帯	早朝・夜間帯	深夜帯
営業日以外	30分以上1時間未満	8,500 円	8,500 円	8,500 円
営業時間内で1時間半を越える訪問看護料金		30分毎に 500 円増し		
週3回を越える訪問看護料(回数制限のない疾患・状況は除く)		8,500 円	8,500 円	8,500 円
エンゼルケア(死後の処置)		10,000 円		
おむつ代等(看護で必要な物品)		実費負担		
交通費		片道15km以上の距離については一律300円		

保険適用外の看護は、下記の場合に算定します。

- ① 介護保険・医療保険でご利用の方のサービス時間が連続して90分を越えた場合(長時間看護加算算定除く)
② 医療保険でご利用の方で営業日以外にサービスを提供する場合
③ その他保険算定外となった場合